

和歌山工業高等専門学校企画会議規則

制 定 平成11年4月1日

最近改正 平成18年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山工業高等専門学校組織規則第9条第2項に基づき、和歌山工業高等専門学校企画会議（以下「企画会議」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 企画会議は、校長の諮問に応じ、教員人事に関する事項について審議し、校長の決定のもとに運営委員会に報告するものとする。

2 その他学校運営に関する重要事項について審議し、運営委員会に提案するものとする。

(組織)

第3条 企画会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長
- 二 副校長
- 三 教務主事
- 四 学生主事
- 五 寮務主事
- 六 専攻科長
- 七 事務部長
- 八 校長が必要と認めた者

(会議)

第4条 企画会議は、校長が招集し、その議長となる。

2 校長に事故あるときは、副校長がその職務を代行する。

(事務)

第5条 企画会議の事務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年6月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。